

2024年4月22日

浜頓別ウインドファーム(仮称)設置計画に係る計画段階環境配慮書に対する意見

住 所:札幌市白石区本通1丁目南 2-38

氏 名:一般社団法人北海道自然保護協会(会長 在田一則)

1. 基本的な考え方について

- 風力発電施設(以下、風車という)の導入は地球温暖化対策等に果たす役割や必要性があるというのが国の見解ではあるが、私たちは貴重な自然環境や周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼすような風車建設計画については、様々な問題があると考えます。加えて、現状では、本計画の対象地域地域において豊かな生態系が織りなす景観の重要性が十分に認識されておらず、また全ての動植物等の生態について明らかになっていない部分が多いと考えます。
- このような中で、大型で大規模な風車が建設されることは、今後、永きにわたり本地域における自然環境を大きく損なう恐れがあると懸念します。
- 風力発電機の設置想定範囲中心部から、南西にかけての斜面は「土石流危険渓流」に指定されており、その下流域には住宅が点在しています。極めて危険であることから、危険回避のためにも方法書段階で風車位置を決めるべきです。

2. 意見書の提出方法について

- 意見書の提出について、意見書様式に従い縦覧場所に備付けの意見書箱に投函か郵送とのことであるが、メールでの受付を行うように改善すべきです。
- インターネットによる図書の公表に当たっては、広く住民や道民からの意見を求められるよう、印刷ができるようにすることや、縦覧期間終了後も閲覧できるようにするなど、広く率直に計画内容を公表する態度が重要です。意見書の印刷及びダウンロードについては、他事業において北海道環境影響評価審議会では公開するように要望しております。

3. 鳥類への影響について

- 事業実施想定区域は、センシティブティマップによると注意喚起レベルA3であり、重要種であるオジロワシ・オオワシの生息地です。また、オオセグロカモメ・ウミネコなどの海鳥繁殖地となっており、海ワシ類集団飛来地(ランク1)であることから、このような重要地において事業を進めるべきではありません。

4. 植物への影響について

- 事業実施想定区域の大部分は植生自然度9の自然林であることから、このような場所において、風車建設を行うべきではありません。

5. 災害による影響について

- ・風力発電機の設置想定範囲中心部から、南西にかけての斜面は「土石流危険渓流」に指定されており、その下流域には住宅が点在しています。また、「崩壊土砂流出危険地区」が風車計画地内に縦走していることから、このような危険地域を計画から除外すべきです。
- ・事業実施想定区域は、サケやマスが遡上する豊寒別川流域です。令和6年3月15日策定(北海道)の豊寒別川水系流域治水プロジェクトは、気候変動の影響により降雨量が増大する可能性がある豊寒別川水系の流域において、水害を軽減させるための治水対策を推進していくために、植栽・間伐などの森林整備や被害の軽減、早期復旧・復興のための対策が考えられ流域における被害の軽減を図ることを目的としていますが、森林整備を行う区域は事業実施想定区域と重複しています。このようなことから本地域における、風車計画は中止すべきと考えます。

6. 騒音および低周波音、超低周波音による影響について

- ・事業実施想定区域から1kmの範囲に住宅が26戸存在しており、低周波音や風車騒音による影響が出る可能性が危惧されます。北海道内の研究機関によると、2018年石狩湾新港周辺4事業による累積的影響評価を行った結果、5km以上離れている石狩市・札幌市・小樽市において多くの住民に圧迫感・振動感を感じさせ、睡眠障害の疾患も生じ得るという結果が予測されています。
- また昨年、北見市常呂では風力発電7基の試運転が始まりましたが、12月の北見市議会定例議会において、風車騒音の苦情が報告されています。
- ・これらのことから、最新の知見等の情報に基づいた確実な方法により調査、予測を実施して、影響の回避を必ず行うべきです。今後もし、完成し稼働するようなことがあるならば、5km圏内においてモニタリング調査を行い、調査結果が様々な悪影響を与えている場合は、発電事業を中止すべきです。

7. 景観に対する影響評価手法について

- ・景観は環境影響評価で垂直見込み角によって評価されていますが、これは鉄塔の評価基準ですので、風車の評価基準として利用するのは不適切です。視認可能な垂直見込み角では何本か並んで一体として見えても1本として判断し、水平見込み角は考慮しないという判断基準は球形に見える風車が複数並んでいることを想定しておらず、この地域の景観の価値を適切に評価することができません。風車は水平に複数が並んでいると一体のものとして見えるため、1本1本の高さではなく、全体的な水平見込み角によって評価すべきです。

8. 専門家等からの意見概要について

- ・専門家より意見聴取を行っていますが、氏名や所属が記載されていません。環境影響評価法に準じた公的書類であることから、個人情報の保護という認識ではなく透明性を図るためにも、方法書以降においては、氏名や所属を公表すべきです。

9. 協議会について

- これらの調査結果の評価は、環境影響評価だけでなく、野鳥保護団体を含む自然保護団体、観光関係者や地元自治体などを含めた開かれた協議会の場で行うべきです。

10. 以上のことから、この計画は地域住民やこの地域の自然景観や自然環境を愛する多くの人々に十分な説明を行い、住民参加・合意形成をじっくり計って進める姿勢が取られているとは言い難く、今後計画を進めるに当たってはより一層の住民参加・合意形成を計る努力を行うことが必要であり、もしその意思がないのであれば計画は撤回するべきです。

11. 環境影響評価による影響の予測が正しいものであったかを検証するため、実際に風力発電施設を建設した場合には事後調査を実施することをその内容も含めて今後の環境影響評価図書で明記し、この事後調査により予測以上の影響評価があった際には事業を停止し、事業者の負担により完全に元の環境を復元することも明記する必要があります。

以 上